

指針の制定について

1 趣旨

犯罪を減らしてすべての人々が安全に安心して暮らせる沖縄県を実現するため、安全なまちづくりに関する県・事業者・県民の横の連携強化やそれぞれの役割、取組の基本的事項を盛り込んだ「ちゅらうちな一安全なまちづくり条例」（平成16年4月1日施行）が平成15年12月25日制定されたことに伴い、同条例に基づき、安全なまちづくりのための具体的方策等として、学校等、通学路等、道路・公園等、共同住宅及び犯罪被害者等に係る指針を定める。

2 施行年月日

平成16年4月1日

3 指針の種別及び主管部局

種 別	主 管 部 局
I 道路、公園等（条例第9条） ○ 道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針	知事部局（土木建築部）及び警察本部
II 共同住宅（条例第12条） ○ 共同住宅に関する防犯上の指針	知事部局（土木建築部）及び警察本部
III 学校等（条例第22条） ○ 学校等における児童等の安全の確保に関する指針	教育庁、警察本部及び知事部局（総務部・福祉保健部）
IV 通学路等（条例第22条） ○ 通学路等における児童等の安全の確保に関する指針	教育庁、警察本部及び知事部局（総務部・福祉保健部）
V 犯罪被害者等（条例第28条） ○ 犯罪被害者等の支援に関する指針	警察本部及び知事部局（福祉保健部・知事公室）

ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）第9条の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針を次のように定める。

平成16年3月31日

沖 縄 県 知 事 稲嶺 恵一
沖縄県公安委員会委員長 湖城 英知

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針

第1 通則

1 目的

この指針は、ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）第9条の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準を示すことにより、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路等の普及を図ることを目的とする。

2 運用方針等

- (1) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者（以下「設置者等」という。）が努力すべき道路等の防犯性の向上に係る企画・設計上の配慮事項、施設整備上の基準等を示すものである。
- (2) この指針の適用に当たっては、法令、関係条例等との関係、管理体制の整備状況、住民の要望等を検討した上、関係者と協議し対応するものとする。
- (3) この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民の要望等を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から順次、整備を図るように努めるものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 整備基準等

1 道路

- (1) 道路の構造を勘案し、可能な限り、ガードレール、歩道柵、植栽等により、歩道と車道が分離されたものであること。
- (2) 見通しを確保するための措置がとられていること。
- (3) 防犯灯、道路照明灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（4メートル先の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね3ルクス以上のものをいう。以下同じ。）が確保されていること。
- (5) 犯罪発生の危険性の高い道路においては、防犯ベル、防犯カメラ等が設置されていること。

2 公園

- (1) 植栽については、園路に死角をつくらないように配置し、下枝のせん定等見通しを確保するための措置がとられていること。
- (2) 遊具については、周辺から見通すことができる配置になっていること。
- (3) 公園の周辺に太陽の家（子ども110番の家）、防犯連絡所等緊急時に児童等を保護する民間ボランティアの活動拠点（以下「ボランティア拠点」という。）を設置し、又は公園内に防犯ベルが設置されていること。
- (4) 園路における公園灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。
- (5) 公園内の便所については、次のことに配慮されていること。

ア 周囲からの見通しの確保

イ 防犯ベルの各個室等への設置

ウ 建物の入口付近及び内部においては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（10メートル先の人の顔及び行動が識別でき、だれであるか明確に分かる程度以上の照度で、平均水平面照度がおおむね50ルクス以上のものをいう。以下同じ。）の確保

3 自動車駐車場

- (1) 駐車場の外周がフェンス、柵等により、周囲と区分されたものであるとともに、フェンス等の設置に当たっては、防犯上、周囲からの見通しの確保について考慮されていること。
- (2) 地下又は屋内の駐車場については、見通しが悪く、死角が多い箇所にはミラー等

が設置されていること。

- (3) 地下又は屋内の駐車場については、駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場については、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。
- (4) 駐車場の出入口には、自動ゲート管理システムを設置し、又は管理人を配置し、車両の出入りが把握されていること。
- (5) 駐車場の管理に当たっては、駐車場管理者(委託されたものを含む。以下同じ。)が常駐し、若しくは巡回し、又は駐車場管理者がモニターするカメラその他の防犯設備を設置し、若しくはその他の防犯対策が講じられていること。

4 自転車駐車場

- (1) 駐車場の外周がフェンス、柵等により、周囲と区分されたものであるとともに、フェンス等の設置に当たっては、防犯上、周囲からの見通しの確保について考慮されていること。
- (2) 駐車場の管理に当たっては、駐車場管理者が常駐し、若しくは巡回し、又は駐車場管理者がモニターするカメラその他の防犯設備を設置し、若しくはその他の防犯対策が講じられていること。
- (3) チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置等自転車の盗難防止措置が講じられていること。
- (4) 駐車の用に供する部分の床面において、3ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。
- (5) 死角をなくすため、ミラー等が設置されていること。

第3 県民との協働による安全なまちづくり

設置者等及び管轄警察署長は、地域住民、利用者等によるパトロール等への協力や犯罪が発生した場合の通報等安全なまちづくりに向けた県民協働の体制を確立し、施設の改善等による安全なまちづくりに努めるものとする。

ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）第12条の規定に基づき、共同住宅に関する防犯上の指針を次のように定める。

平成16年3月31日

沖 縄 県 知 事 稲嶺 恵一
沖縄県公安委員会委員長 湖城 英知

共同住宅に関する防犯上の指針

第1 通則

1 目的

この指針は、ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）第12条の規定に基づき、共同住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準等を示すことにより、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する共同住宅の普及を図ることを目的とする。

2 運用方針等

- (1) この指針は、共同住宅を建築しようとする者、共同住宅を所有し、又は管理する者、共同住宅に居住する者等（以下「建築主等」という。）に対し、防犯性の向上に係る企画・計画上配慮すべき事項や具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではなく、あくまでも自発的な対策を促すものである。
- (2) この指針の運用に当たっては、建築関係法令、建築主等が定める建築計画上の制約等に配慮し、建築主等による対応が困難と判断される項目については、除外するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪の防止に配慮した共同住宅の構造及び設備等に関する基準

1 共用部分

(1) 出入口

ア 周囲からの見通しが確保された位置にあること。

イ 共用玄関は、各住戸と通話可能なインターホン及びオートロックシステム（インターホンと連動する電気錠を備えた玄関扉による自動施錠システムをいう。以下同じ）が導入されていること。

ウ 共用玄関にオートロックシステムが導されている場合には、共用玄関以外の共用出入口は、扉が設置され、当該扉は自動施錠機能付の錠が設置されていること。

エ 共用玄関にあつては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、だれであるか明確に分かる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね50ルクス以上のものをいう。以下同じ。）、共用玄関以外の共用出入口にあつては、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（10メートル先の人の顔及び行動が識別でき、だれであるかわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度がおおむね20ルクス以上のものをいう。以下同じ。）が確保されていること。

(2) 管理人室

共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる位置又はこれらに近接した位置にあること。

(3) 共用メールコーナー

ア 共用玄関付近からの見通しが確保された位置にあること。

イ 人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されていること。

(4) エレベーターホール

ア 共用玄関付近からの見通しが確保された位置にあること。

イ 人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されていること。

(5) エレベーター

ア かご内に防犯カメラが設置され、管理人室等に当該カメラと連動するモニターテレビが設置され、映像が録画されていること。

イ 非常の場合において、押しボタン等によりかご内から外部に連絡し、又は外部の防犯ベルを吹鳴させることができる装置が設置されていること。

ウ かご及び昇降路の出入口の戸は、外部からかご内を見通せる窓が設置されていること。

エ かご内は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されていること。

(6) 共用廊下及び共用階段

ア 周囲からの見通しが確保された位置にあること。

イ 人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度が確保されていること。

ウ 共用階段は、共用廊下等に開放された形態であること。

(7) 自転車置場及びオートバイ置場

ア 周囲からの見通しが確保された位置及び構造を有するものであること、又は防犯カメラ等により見通しを補完する措置が講じられていること。

イ チェーン用バーラックの設置等盗難防止に有効な措置が講じられていること。

ウ 人の行動を視認できる程度以上の照度（4メートル先の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度がおおむね3ルクス以上のものをいう。以下同じ。）が確保されていること。

(8) 駐車場

ア 周囲からの見通しが確保された位置及び構造を有するものであること、又は防犯カメラ等により見通しを補完する措置が講じられていること。

イ 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

(9) 通路

ア 周囲からの見通しが確保された位置にあること。

イ 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

(10) 児童遊園、広場、緑地等

ア 周囲からの見通しが確保された位置にあること。

イ 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

ウ 塀、さく、垣等は、周囲からの見通しを妨げるものではないこと。

2 専用部分

(1) 住戸の玄関

ア 廊下、階段等からの見通しが確保された位置にあること。

イ 扉は、破壊が困難な材質であること。また、こじ開けの防止に有効な措置が講じられていること。

ウ 扉にドアスコープ、ドアチェーン等が設置されていること。

エ 錠は、破壊が困難であり、かつ、ピッキング等による解錠が困難な構造を有し、又はピッキング、サムターン回し等による解錠を困難にする措置が講じられていること。また、補助錠が設置されていること。

(2) インターホン

ア 住戸の玄関の外側との間の通話機能を有すること。

イ 管理人室が置かれている場合には、管理人室との間の通話機能を有すること。また、オートロックシステムが導入されている場合には、共用玄関扉の電気錠と連動し、共用玄関の外側との間の通話機能を有すること。

(3) 住戸の窓

ア 共用廊下に面する住戸の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。）及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外の窓は、避難を考慮した面格子の設置等侵入の防止に有効な措置が講じられていること。

イ バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものには、錠付クレセント及び補助錠の設置等侵入の防止に有効な措置が講じられていること。

ウ 窓ガラスの材質は、避難計画等に支障のない範囲において、破壊が困難なものであること。

(4) バルコニー

ア 縦どい、手すり等を利用した侵入の防止に有効な構造を有すること。

イ 手すりは、プライバシーの確保、転落防止及び構造上に支障のない範囲において、見通しが確保されたものであること。

第3 居住者の安全を確保するための管理対策

1 設置物、設備等の整備及び維持管理

(1) 防犯設備の点検整備

オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ（モニター、録画装置等を含む。）、防犯灯等の防犯設備について、適正に作動しているかを定期的に点検整備すること。

(2) 死角となる物の除去

共有廊下、共有玄関等に物置、ロッカー等が置かれていることにより、死角となる箇所が発生している場合には、これらの物を除去し、見通しを確保すること。

(3) 植栽の樹種の選定及び位置の配慮等

植栽については、周囲からの見通しを確保し、又は侵入を企てる者がその身体を隠すおそれのない状態とするため、樹種の選定及び植栽の位置に配慮すること。また、定期的なせん定又は伐採を行い、茂りすぎにより死角となる箇所を解消すること。

(4) 屋外機器の適切な場所への設置

屋外に設置する機器については、侵入を企てる者の足場とならないように適切な場所に設置すること。

(5) 防犯器具等の普及

ピッキング及び破壊が困難な錠前、侵入警報、警戒装置、防犯ブザー等の防犯器具等の整備を促進すること。

2 居住者等に対する自主防犯体制の確立等

(1) 管理組合を中心とした自主防犯活動の推進

共同住宅の管理組合等を中心とした自主防犯活動を推進すること。

(2) 管轄警察署との連携

管轄警察署との連携に努め、犯罪発生状況等の情報を有効に活用すること。

第4 建築主等に対する助言

1 警察署長による助言

警察署長は、建築設計等において、共同住宅の犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関し、建築主等から意見を求められた場合は、建築主等に対し必要な助言を行うものとする。

2 知事等による助言

知事及び市町村長は、共同住宅の犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関し、警察署長の意見を求めることができることを建築主等に対し助言することができるものとする。

ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）第22条の規定に基づき、学校等における児童等の安全の確保に関する指針を次のように定める。

平成16年3月31日

沖 縄 県 知 事 稲嶺 惠一
沖縄県教育委員会委員長 徳山 盛・
沖縄県公安委員会委員長 湖城 英知

学校等における児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）第22条の規定に基づき、学校等における児童等の安全を確保するために行う必要な方策に関することを定め、もって学校等における児童等の安全を確保することを目的とする。

2 運用方針等

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者（以下「設置者等」という。）が努力すべき有効な方策を示すものである。
- (2) この指針は、法令、関係条例等を踏まえ管理体制の整備状況など学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策等

1 学校等における安全対策推進体制の整備

警察等関係機関の職員、保護者、地域ボランティア等の協力を得て、学校等の実情に応じた会議等を設置し、児童等の安全対策の推進に努めるものとする。

2 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止等

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次の対策の実施に努めるものとする。

- (1) 出入口の限定

- (2) 門扉の施錠等の措置
- (3) 不審者の侵入を禁止する旨の立て札、看板等の設置
- (4) 来校者等用の入口及び受付の明示
- (5) 来校者等に対する名簿への記入及び来校証の使用の要請
- (6) 来校者等への声掛けの励行

3 施設設備の点検整備

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、次の施設・設備の点検整備に努めるものとする。

- (1) 校門、フェンス、外灯、窓、出入口、施錠設備等
- (2) 教室、職員室等の配置
- (3) 死角の原因となる障害物
- (4) 防犯カメラ、テレビインターホン等の防犯設備
- (5) 警報装置（警報ベル、ブザー等）、非常通報装置等の防犯設備

4 安全確保についての体制の整備

教職員等による体制の整備のほか、保護者、地域のボランティアその他関係機関とも連携して次の対策の実施に努めるものとする。

- (1) 学校等の敷地内及び外周の巡回
- (2) 学校等の開放時における安全確保のために必要な人員の配置
- (3) 地域や学校等の実情に応じた警報用ブザーの教職員及び児童等への貸与又は配布

5 安全教育の充実

児童等が、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、犯罪の被害に遭わないための知識の修得や様々な危険の予測ができる能力を育成するため、学級活動、学校行事等の機会を活用して、計画的に学習できるよう努めるとともに、次の取組の実施に努めるものとする。

- (1) 不審者の侵入時における対処方法を習熟させるための避難訓練
- (2) 地域における危険箇所、太陽の家（子ども110番の家）等の周知
- (3) 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法等の指導
- (4) 地域社会の安全について、児童等が主体となって学ぶ教育

6 緊急時に備えた体制整備

近隣に危険な状況の発生に関する情報がある場合及び不審者が学校等に侵入しよう

とし、又は侵入した場合に備えて、危険管理マニュアルを策定するとともに、地域住民及び関係機関と連携して、次の対策について検討し、学校等の実情に応じて必要な対策を実施するものとする。

- (1) 安全管理を徹底するための教職員に対する指導、研修、訓練等
- (2) 危険な状況の発生に関する情報がある場合の情報収集、通報、保護者への連絡、警察等へのパトロールの要請、登下校等の方法の決定等
- (3) 不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合等の緊急時における侵入阻止・排除体制及び連携体制の確立、児童等への注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察への通報体制の確立
- (4) 警察及び消防の協力の下、教職員、保護者、地域ボランティア等による防犯訓練、応急手当の訓練等
- (5) 遠足等、学校等外での教育活動における緊急時の連絡通報体制の整備
- (6) 近隣の学校等間における情報提供体制の整備

7 保護者、地域住民、関係団体等との連携

保護者、地域住民、関係団体等と連携し、児童等の安全確保につながる次の方策の実施に努めるものとする。

- (1) 保護者、地域住民、関係団体等への協力依頼
 - ア 保護者、ボランティア等による登下校時のパトロール等
 - イ 学校支援ボランティア活動（学校等の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材、団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動をいう。）との連携
 - ウ 不審者発見時の警察及び学校等への通報
- (2) 注意喚起文書等の各家庭への配布、地域での提示等速やかな周知体制の整備
- (3) 太陽の家（子ども110番の家）の拡大に向けた関係機関への働きかけ

8 警察署、消防署等との連携

警察署、消防署その他関係機関との連携を強化し、児童等の安全確保のための情報交換に努めるとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) 学校等の敷地内及び外周の巡回及び安全確保の協力依頼
- (2) 管轄警察署の協力による安全教室、護身術等の防犯訓練等
- (3) 緊急時の連絡体制の確立

ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）第22条の規定に基づき、通学路等における児童等の安全の確保に関する指針を次のように定める。

平成16年3月31日

沖 縄 県 知 事 稲嶺 惠一

沖縄県教育委員会委員長 徳山 盛・

沖縄県公安委員会委員長 湖城 英知

通学路等における児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）第22条の規定に基づき、通学路等における児童等の安全を確保するために講ずべき措置を定め、その促進を図ることにより、通学路等における児童等の安全を確保することを目的とする。

2 運用方針等

- (1) この指針は、自治体、地域住民、警察等が努力すべき通学路等における安全の確保に係る基準等を示すものである。
- (2) この指針は、法令、関係条例等を踏まえ、通学路等の整備状況、住民の要望等を検討した上で運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策等

1 通学路等における安全な環境の整備基準

- (1) 防犯灯、街路灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。）がおおむね3ルクス以上のものをいう。）が確保されていること。
- (2) 周囲からの見通しが確保されていること。ただし、死角となる物件又は箇所があった場合は、死角を解消するためのミラー等の設備が整備されていること。

- (3) 道路については、幅員が広い等構造上可能な場合は、歩道と車道が分離されていること。
- (4) 通学路等の周辺に街頭緊急通報装置、防犯ベル等の防犯設備及び太陽の家（子ども110番の家）、防犯連絡所等緊急時に児童等を保護する民間ボランティアの活動拠点（以下「ボランティア拠点」という。）が設けられていること。
- (5) 特に児童等に対する犯罪の発生の危険性が高い通学路等には、防犯ベル、防犯カメラ又は警察に対する通報装置が設けられていること。

2 地域住民等との連携

- (1) 通学路等の管理者、保護者、学校等の管理者、地域住民（以下「地域住民等」という。）及び警察は、連携して通学路等における児童等の登下校時の見守り活動、緊急時の保護活動その他の児童等の安全の確保のための活動を行うための協力体制を確立するものとする。
- (2) 地域住民等、警察及び関係自治体の間において、通学路等における不審者のはいかいなど、児童等に対する犯罪に関する情報の警察への通報その他児童等の安全の確保に関する情報の伝達及び交換をするためのシステム並びにこれらの情報の内容に応じた対策を講ずるためのシステムの整備に努めるものとする。
- (3) 地域住民等、警察及び関係自治体による通学路等の安全点検の実施及び危険箇所等の改善に向けた取組の実施に努めるものとする。
- (4) 通学路等における危険箇所、地下道等特に安全上注意を払うべき場所、緊急時に避難できる交番・駐在所、ボランティア拠点等を記載した地図の作成、配布等地域を挙げた、児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組の実施に努めるものとする。

ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）第28条の規定に基づき、犯罪被害者等の支援に関する指針を次のように定める。

平成16年3月31日

沖 縄 県 知 事 稲嶺 恵一
沖縄県公安委員会委員長 湖城 英知

犯罪被害者等の支援に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）第28条の規定に基づき、犯罪被害者等の支援に関する施策を定め、県民の意識を高揚するための広報啓発活動を実施するとともに、被害者支援に関わる関係機関・団体相互の連携を図ることにより、犯罪被害者等の平穏な生活を確保することを目的とする。

2 運用方針等

- (1) この指針は、県、警察、市町村、犯罪被害者等の支援に関わる機関・団体及び県民が実施する犯罪被害者等の支援や犯罪被害者等の支援活動を適正に行っている民間団体の活動を促進するための支援に関する基準を定めるものである。
- (2) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しするものとする。

第2 具体的支援

1 犯罪被害者等に対する支援

犯罪被害者等の立場に立って、犯罪被害者等のニーズに応える次の対策を実施するものとする。

(1) 犯罪被害者等への情報提供

- ア 犯罪被害者等に対し、刑事手続の概要、被害者連絡制度（被疑者の逮捕、処分状況）、関係機関・団体の連絡先等を記載した「被害者の手引」等の配布
- イ 犯罪被害者等の支援活動を適正に行っている民間団体の行う援助の概要や連絡先についての教示等、必要な情報の提供

(2) 犯罪被害者等の精神的被害の回復

犯罪被害者等の支援活動を適正に行っている民間団体との連携による犯罪被害者等からの相談や犯罪被害者等からの要望を踏まえてカウンセリングの実施、裁判所病院等への付き添い等の支援活動

(3) 犯罪被害者等の二次的被害の防止・軽減

ア 告訴・告発、被害届等の受理に当たっては、被害者の立場に立った対応

イ 強姦等の性犯罪の被害者からの事情聴取は、可能な限り同性による事情聴取

ウ 犯罪被害者等の要望を踏まえ、かつ、犯罪被害者の年齢、性別及び家庭環境、事件の態様及び社会的反響等に応じた、きめ細かな対応

(4) 犯罪被害者等の安全の確保

犯罪被害者等が、再び被害を加えられることを防止するために、防犯等の助言、緊急通報装置等の必要な装備資器材の整備及び貸し出し、自宅等周辺のパトロールの実施

2 民間団体に対する支援

犯罪被害者等の支援活動を適正に行っている民間団体の活動を促進するため、次の支援活動の実施に努めるものとする。

(1) 活動場所の提供等

民間団体に対し、活動場所の提供等の財政的支援

(2) カウンセラー等の養成

民間団体と協力し、カウンセラー及び被害者支援活動に従事する者の養成

(3) 情報提供

民間団体から犯罪被害者等に対する働き掛けを行うことを可能にするために、犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害の概要及び犯罪被害者等についての情報の提供

3 犯罪被害者等の支援に関する広報啓発

犯罪被害者等の支援活動を適正に行っている民間団体の存在及び活動内容等を広く知らせ犯罪被害者等が安心して援助を求めることができるようにするため、県、警察、市町村、関係機関・団体が連携し、次の広報啓発活動を実施するものとする。

○ ポスター、パンフレット等の配布

○ インターネット等の活用

○ 講演会等の開催等

指針の制定について

1 趣旨

犯罪を減らして全ての人々が安全に安心して暮らせる沖縄県を実現するため、安全なまちづくりに関する県・事業者・県民の横の連携強化やそれぞれの役割、取組の基本的事項を盛り込んだ「ちゅらうちな—安全なまちづくり条例」（平成16年4月1日施行）が一部改正され、アルコール関連犯罪の防止に関する施策の基本となる事項が新たに定められたことに伴い、安全なまちづくりのための具体的方策等として、アルコール関連犯罪の防止に係る指針を定める。

2 施行年月日

令和3年1月5日

3 指針の種別及び主管部局

種 別	主 管 部 局
アルコール関連犯罪（条例第31条） ○ アルコール関連犯罪の防止に関する指針	知事部局（保健医療部）、教育庁及び警察本部

4 指針の概要

アルコール関連犯罪の防止に関する指針の概要

1 目的

県民、観光客等全ての人々が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる社会を実現するため、アルコール関連犯罪の防止に関する方策を定め、その促進を図ることを目的とする。

2 運用方針等

この指針は、アルコール関連犯罪の防止に関して果たすべき責務や役割、連携事項

等を明らかにするとともに、市町村、事業者等との連携強化を図り、アルコール関連犯罪及びその要因となる不適切な飲酒を防止するための方策を示す。

3 具体的方策等

○ アルコール関連犯罪の防止方策

- ・ 相談支援等
- ・ 検挙、補導方策
- ・ 指導
- ・ 各種支援のための情報提供
- ・ 事業者等との連携

○ アルコール関連犯罪に関する広報啓発

- ・ テレビ、ラジオ等の各種広報媒体を活用したリスクの周知
- ・ 事業者施設等を利用した事件、事故の事例紹介
- ・ ポスター、チラシ等による周知
- ・ 講話、非行防止教室等の開催
- ・ 各種の啓発週間、講演会、イベント等様々な場における周知活動
- ・ 教育機関による周知

児童生徒の自己判断力の高揚

教職員等の知識の習得

保護者に対する啓発

ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（令和2年沖縄県条例第57号）第31条の規定に基づき、アルコール関連犯罪の防止に関する指針を次のように定める。

令和3年1月5日

沖 縄 県 知 事 玉城 康裕

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

沖縄県公安委員会委員長 與儀 弘子

アルコール関連犯罪の防止に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（令和2年沖縄県条例第57号）第31条の規定に基づき、県民、観光客等全ての人々が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる社会を実現するため、アルコール関連犯罪（刑罰法令に触れる行為又はそれに類する行為で、酒に酔っている者（アルコールの影響により正常な行為ができないおそれのある状態にある者）が行い、又は当該者に対して行われるものを行い、沖縄県飲酒運転根絶条例（平成21年沖縄県条例第38号）第2条第5号に規定する飲酒運転に係るものを除く。以下同じ。）の防止に関する方策を定め、その促進を図ることを目的とする。

2 運用方針等

- (1) この指針は、アルコール関連犯罪の防止に関して果たすべき責務や役割、連携事項等を明らかにするとともに、市町村、事業者等との連携強化を図り、アルコール関連犯罪及びその要因となる不適切な飲酒を防止するための方策を示すものである。
- (2) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策等

1 アルコール関連犯罪の防止方策

アルコール関連犯罪を防止するため、市町村、事業者等と相互に連携して、アルコール関連犯罪に関連する成人の多量飲酒、未成年者（20歳未満の者をいう。以下同

じ。)の飲酒等の不適切な飲酒を防止するため、次の方策の実施に努めるものとする。

(1) 相談支援等

ア 警察が取り扱った飲酒に絡む事件・事故、路上寝等の事案又は警察安全相談業務により把握した当事者やその関係者が、多量飲酒等の不適切な飲酒者であり支援を要する者である場合、犯罪防止の観点から相談支援を行う。

イ 地域におけるアルコール関連問題（アルコール健康障害（多量飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害）及びこれに関連して生ずる暴力、虐待、自殺等の問題をいう。以下同じ。）の相談支援について、適切な相談、治療につなげるほか、回復支援機関や団体と連携した支援を行う。

ウ アルコール依存症者の理解促進等を図るため、アディクションフォーラム等を開催し、自助グループや回復支援機関利用者等と直に交流する場をつくり、アルコール依存症者への理解促進及び偏見の解消に取り組む。

エ 認知行動療法を中心とした薬物・アルコール依存症ショートケアを実施し、再飲酒防止などの回復支援に取り組む。

(2) 検挙、補導方策

多量飲酒、未成年者の飲酒等の不適切な飲酒に関連して生ずる粗暴事件、DV事案、路上寝に伴う路上横臥^{おうが}事故等は、沖縄県における安全で安心なまちづくりを実現するにあたり深刻な課題であることから、同種事案を覚知した際は、被害者等の保護対策を講じた上で、積極的な検挙活動又は少年補導活動を行う。

(3) 指導

飲酒に絡む事件・事故の被疑者、被害者、路上寝者等が多量飲酒等の不適切な飲酒者である場合は、再発防止のための指導を行う。

(4) 各種支援のための情報提供

ア 保健所への情報提供

警察が取り扱った飲酒に絡む事件・事故、路上寝等の事案又は警察安全相談業務により把握した当事者やその関係者がアルコール依存症が疑われる者等で、複雑又は困難なケースと認められ、医療機関と連携する必要がある場合は、当該者の同意を得た上で、その住所地を管轄する保健所長と協議して定めたところによ

り、当該者の住所、氏名、その他必要な事項を当該保健所長へ情報提供するよう努めるものとする。

イ 市町村への情報提供

前記(4)アのような医療的側面からの支援を要しないと思われる事案の場合であっても、多量飲酒等の不適切な飲酒から、今後アルコール関連犯罪に発展するおそれがあり、生活支援方策等の福祉的支援を必要とする者については、当該者の同意を得た上で、その住所地を管轄する市町村長と協議して定めたところにより、当該者の住所、氏名、その他必要な事項を当該市町村長へ情報提供するよう努めるものとする。

(5) 事業者等との連携

ア 酒類提供・酒類販売店との連携

多量飲酒、未成年者の飲酒等の不適切な飲酒者に対する酒類販売・酒類提供防止対策に関する取組として、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア等の酒類販売店との連携強化、居酒屋、バー等の酒類提供飲食店との情報共有、各種連携を図ることで、不適切な飲酒者に対する飲酒の抑制又は飲酒の提供防止のための対策を講ずる。

イ 関係機関・団体相互の情報共有等

アルコール関連問題の相談支援に関わる機関・団体の役割を整理し、これらが相互に情報共有や協力体制を築くことで適切な相談や治療、回復支援につながるよう連携体制を構築する。

また、関係機関、団体との連携会議の開催、相談支援を行う者に対し研修等を実施する。

2 アルコール関連犯罪に関する広報啓発

飲酒に絡む犯罪の防止、未成年者の飲酒防止等の対策を図るため、広く県民等に対して、アルコール関連犯罪に繋がるおそれのある不適切な飲酒の防止、飲酒に伴うリスク等の周知を図るため、以下の方策等により広報活動及び啓発活動を行うものとする。

- (1) テレビ、ラジオ等のマスメディア、市町村の広報誌等の各種広報媒体の活用による多量飲酒や未成年者等の不適切な飲酒に伴う犯罪発生（犯罪の被害者となる場合を含む）のリスクの周知

- (2) 警察と事業者等との連携による警察が業務により取り扱った路上寝者のパネル展を事業者施設等で開催
- (3) アルコール関連犯罪防止ポスター、チラシ等による周知
- (4) アルコール関連犯罪防止講話、非行防止教室等の開催
- (5) 各種の啓発週間、講演会、イベント等様々な場における、多量飲酒、未成年者の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害と、これに起因する暴力、虐待、自殺等の社会問題に関する周知
- (6) 教育機関による周知
 - ア 不適切な飲酒が心身に及ぼす影響や犯罪との因果関係、関連性について正しく認識するため、小・中・高等学校における児童生徒の年齢に応じた教育による児童生徒の自己判断力の高揚
 - イ 児童生徒に対する効果的な指導を行うことを目的とした教職員等の知識の習得
 - ウ 家庭内飲酒防止対策の一環としての、保護者に対する啓発